

1 通 学

- (1) 登校時間は 8:00～8:20 とする。但し、5 分前行動を心がけ、8:15 までには自席に座り、朝読書を始めること。
下校時間は 15:35（5 時間授業時は 14:35）とし、部活動などの場合は 18:00 を活動終了とする。下校完了時刻は 18:15 とする。
- (2) 特別の指示がない限り、登下校時は標準服を着用する。登下校時も服装・頭髮の決まりを守る。
- (3) カバンは学校指定のリュック、もしくは 3way カバンを「第一カバン」、手提げカバンを「第二カバン」とし、通学時は第一カバンを使用し、体育着など荷物が多いときは第二カバンを補助として使用する。手提げ袋などで荷物を持ち運ぶことや第二カバンのみの登下校は許可しない。また、カバンには生徒手帳よりも小さいアクセサリーを一個までつけることができる。ただし、特別の指示があった時は第二カバンのみでの登校を許可する。
- (4) 事前に指定された教材以外は毎日持ち帰り、家庭学習に努める。
- (5) 学校生活に必要なものの持ち込みは許可しない。
- (6) 前日までの授業準備を心がけ、忘れ物をしないようにする。
遠方からの通学では許可を得た公共交通を利用する。怪我などにより、自転車での登下校が必要な時は保護者から担任に連絡をし、全職員に周知したうえで許可を得る。
- (7) 欠席・遅刻をするときは、8:10 までに保護者が C4th Home&School に入力する。諸事情で早退するときや体育の見学などは生徒手帳の所定の欄に保護者が記入・捺印し提出する。遅刻をして登校したときは、必ず職員室に立ち寄り、登校報告をする。また、早退をしたときは、帰宅したら学校へ電話連絡をし、所在を明らかにする。

2 服 装

- (1) 登下校時は標準服を着用する。ただし、部活動後の下校時や長期休暇及び休業日の部活動登下校時は体育着や部活ユニフォームでも構わない。
標準服は学校指定の服装であり、冬服と夏服とがある。衣替えの時期は設定しない。
冬服（10 月～5 月頃）
 - ・登下校や朝礼・全校集会ではブレザーを着用する。
 - ・ワイシャツの第一ボタンを締め、学年色のネクタイ・リボンを着用する。ワイシャツの上には学校指定のベストかセーターを必ず着用する。夏服（6 月～9 月頃）
 - ・ワイシャツに学校指定のベストを着用して生活する。ただし、天候や気温に応じてベストを脱いで生活してもよい。
 - ・儀式的行事・朝礼・全校集会はベストを着用する。

- ・ネクタイ・リボンは着用せず、ワイシャツの第一ボタンは外して生活してよい。
 - ・令和7年度からポロシャツの着用も可とする。
 - ・ポロシャツ着用時は、ベストやブレザーの着用はしない。
 - ・ポロシャツにネクタイ。リボンの着用はしない。
- (2) 衛生環境の確保のため、肌着を着用する。肌着は標準服や体育着から透けて見える色遣いやデザインのは避ける。
 - (3) 靴下は、白無地のものとし、くるぶしが隠れる長さのものを着用する。(ワンポイントは可) 長い靴下を折って着用することは許可しない。
 - (4) 標準服Aは黒無地のベルトを着用する。
 - (5) 標準服Bのスカートは「気を付け」をしたときに膝頭が隠れる長さとする。ウエストを折って着用することは許可しない。
 - (6) 厳寒期(11月～3月)の登下校時にはコートの着用を認める。コートは「ピーコート」「ダッフルコート」「スクールコート」の着用を可とし、色は「紺」「黒」「グレー」のみとする。
また、手袋、マフラー、ネックウォーマーの着用を認める。ただし、標準服に着用することを考慮して、華美でないものを着用するように指導する。
 - (7) 厳寒期(11月～3月)、標準服Bは黒無地のタイツ着用を認める。ただし、儀式的行事または体育着着用時はタイツを脱ぎ、靴下を着用すること。また、ひざ掛け等の使用は認めない。
 - (8) 登下校に使用する靴は紐靴のスポーツシューズとし、くるぶしが隠れる靴は許可しない。ベースの色は「白」「黒」「紺」とし、靴紐はベース色と同じ色とする。靴全体で使われている色はベース色を含めて二色を基本とする。
 - (9) 上履きは学年色で指定のものを使用し、体育館履きと兼ねる。定期的に洗い衛生管理に努める。かかと部分に記名する。

3 頭 髪

中学校は、社会で通用する感覚形成を目標としており、頭髪についての規定を以下のように定める。

<頭髪について>

- ・学習に支障がなく、運動に適した清潔な形とする。
- ・前髪は目にかからないようにする。
- ・肩に毛先がかかったら頭の後ろで1つ又は2つに結ぶ。
- ・髪を結ぶときはヘアゴムを使用する。色は「黒」「紺」「茶」とする。

- ・ヘアピン・ヘアクリップは「黒」を使用する。
- ・流行、華美な髪型を追わない。
- ・整髪料はつけない。
- ・染色や脱色、パーマなどの加工はしない。
- ・まゆ毛を抜いたり剃ったりしない。

4 持ち物

- (1) すべての持ち物には油性ペンで丁寧に記名をすること。標準服やネクタイ、教科書などは所定の記名欄に記名する。上履きは下駄箱に入れたときに見やすいようにかかと部に苗字を記名する。
- (2) 体育着・ジャージは学校指定のものを着用すること。衛生管理から貸し借りは行わないこと。
- (3) 学習に必要なもの（電子端末、スマートフォン、ゲーム、菓子、ペットボトル、制汗剤、化粧品、装飾品、色付きのリップクリーム、漫画、雑誌、多機能文具、等）や現金は持参しない。ただし、集金等で生徒が現金を持参する必要があるときは、朝学活時に学級担任が預かり、担当者に手渡すこととする。不注意から持ち込んでしまったときは、自ら速やかに学級担任に申し出て預けること。
- (4) 不要物の持ち込みが発覚した場合は、学校で保管し、保護者の来校時に返却する。
- (5) 校内での落し物については、放送室前に設置した「落し物コーナー」に年度内保管する。落し物が保管されていた時は速やかに学級担任に申し出て指示を仰ぐこと。
- (6) 腕時計の着用を許可する。ただし、管理は自己責任とする。また、安全管理の観点から授業によって着脱して臨むこと。
- (7) 通年の水筒の持参（無糖のお茶、水、スポーツドリンクのみ）を許可する。ただし、休み時間のみの飲用とし、鞆に入れ、自己管理を徹底すること。